

誓約書提出における注意事項

千葉大学（以下、「本学」という。）が執行する経費は、社会規範、法令、学内規則その他の執行ルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしております。

誓約書の提出においては、下記の注意事項を熟読いただき、ご同意の上、提出願います。

記

1. 法令等の遵守

1) 取引にあたり、賄賂・談合及び本学教職員等との癒着などが生じることがないようにして下さい。

2) 次の行為は、不正行為とします。

- ・ 預り金：本学教職員等からの預け金の依頼の承諾
- ・ 品名替：取引事実と異なる品名に書き換えられた書類を大学に提出すること。
- ・ その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

3) 発注は、原則として本学契約担当部署の事務職員が行います。ただし、1件100万円未満の調達については、教員による発注を認めています。

なお、1件の調達として取引できるものを意図的に分割して発注することは認めていませんので、ご留意下さい。

2. 取引先選定の公平性

1) 本学では、透明性及び公平性を確保し、調達の競争性を高めるため、特定の取引先様が有利になるような仕様書の作成は行いませんので、ご承知下さい。

3. パートナーシップ

1) 本学教職員から調達に際して不適切な要請があった場合には、当該要請には絶対に応じないようにして下さい。当該要請があった場合は、本学の通報窓口（国立大学法人千葉大学監査室 TEL 043-290-2213）にご連絡下さい。

2) 本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合等は、取引記録に関する帳簿等の提供などに、全面的にご協力下さい。

4. 誓約書を提出した後、貴社名については、本学の取引先様として業種を含め、財務会計システムに登録させていただきます。

5. 誓約書に記載されている以下の規程の掲載先

①国立大学法人千葉大学会計規程 ②国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則

③国立大学法人千葉大学発注工事請負等契約要領

【掲載先】千葉大学ホームページ → 大学案内 → 採用・調達・公告 → 調達情報 → 入札関係規程等

<https://www.chiba-u.ac.jp/general/recruit/supply/tender.html>

6. 誓約書等書式の掲載先

【掲載先】千葉大学ホームページ → 大学案内 → 大学の取り組み → 研究活動・研究費等における不正対応 → 公的研究費の不正防止に対する取組 → 取引業者の皆様へ

https://www.chiba-u.ac.jp/general/approach/project/fraud_prevention/torihikigyosha.html